

言語コミュニケーションと発話行為

— J. R. サールと生成文法 —

島村 直己

I はじめに

本論は、言語コミュニケーションにおける意味の問題に関するサールの分析を検討することを目的とする。チョムスキーの示唆による生成文法を内蔵した言語運用モデルは、フォードー＝ギャレットの疑惑表明^①以来、今のところ一頓座した状態にある。心理言語学においては、ビーヴァーなどによる言語の知覚戦略の研究などが地道に行われているようであるが、心理言語学的な言語運用モデルの構築の可能性^②については、現在まだ多くの疑問の余地がある。本論で検討するサールの発話行為論は、〔言語運用モデル＝生成文法＋心理学的な諸機構〕といった図式を仮定するかぎり、言語運用の体系的な説明が不可能になるということを暗黙のうちに示唆している点で、フォードー＝ギャレットの疑惑表明と共通している。しかし、言語運用の妥当な理論は、発話行為の適切な理解の上に求められなければならないと主張するかぎり、それは単なる疑惑表明に止まるものではない。

II 発話行為 (speech acts) と規則

(1) 発話行為とコミュニケーション

サールは言語の分析を行なうにあたって、次の仮定から出発する：すなわち、「言語を話すことは、規則に支配された行動の形式に従事することである」(speaking a language is engaging in a rule-governed form of behavior)^③。

しかし、ここで用いられている規則の意味は、後に説明するように、生成文法理論で用いられている規則の意味と同じではない。サールによれば、上の仮定は「言語を話すことは、発話行為を遂行することである」(speaking a language is performing speech acts)と等しい^④。そして、「これらの行為は、一般に、言語要素の使用のための規則によって可能とされ、かつその規則に従って遂行されるのである。」^⑤

ここでチョムスキーに話題を移すと、彼が言語行動の心理学的な研究に与えた衝撃の一つは、言語行動の基本的な単位を文(sentence)とみなしたことによってである。彼以前には、言語行動の心理学的な研究は、単なる(あるクラスの)語(word)の学習の問題か、あるいは発話行動(speech behavior)の学習の問題に還元されていた。おそらく前者にはオズグッドが、後者にはスキナーが入ることになるだろう。チョムスキーの貢献は、言語行動の統合的な面を明快に指摘したことにある^⑥。しかし、彼が言語行動を「具体的な場面において言語を実際に使用すること」と規定しながらも、実際には、「さまざまな心理学的な制限の下での、言語能力の行使による文の使用」としてのみ言語行動を把握しようとする点で、彼は、言語行動それ自体に属する多くの特性を捨象してしまっている。彼の論^⑦

を徹底させるならば、言語コミュニケーションは、単なる言語メッセージの符号化と解号化の問題に還元されてしまうことになる。そのかぎりにおいて、彼の行動主義批判がいかほど正しかろうとも、言語コミュニケーションの様態に関する彼の洞察は、オズグッド・ニシビオクのコミュニケーションモデル^⑧の水準に止まっていると言える。サールの発話行為論は、言語コミュニケーションにおける場面の重要性を指摘し、そしてマリノフスキー以来のきわめて曖昧な概念である場面のコンテクスト (context of situation) を明示的に分析することによって、チョムスキーの一面性を克服する展望を与えることになるだろう。

サールは、「言語を話す」という行為の観点から、言語コミュニケーション (linguistic communication) にアプローチする。彼によれば、「あらゆる言語コミュニケーションは言語行為 (linguistic acts) を含む^⑨」のであり、言語コミュニケーションの基本的な最小単位はメッセージとしての文や語などではなく、発話行為それ自体なのである。「ある条件下での文トークンの生産や発出は、一つの発話行為である。そして (後に説明されるべき) ある種の発話行為は、言語コミュニケーションの基本的な最小単位である。」^⑩「私が音や一枚の紙の上の印を言語コミュニケーションの事実とみなす時、すなわちそれらをメッセージとみなす時、私が仮定しなければならぬ一つのことは、その音や印が多かれ少なかれ私に似た存在 (a being or beings) によって、そしてある種の意図 (intention) を持って生産されたのだ、ということである。」^⑪

このように「ある種の意図を持って言語を話す」という行為の点から言語を問題とすることは、言語運用に関する多くの混乱を防ぐことになるだろう。「言語を話す」ということは、単なる身体的な行為でもなければ心的な行為でもない。その両方なのである。「言語を話す」という行為をそのどちらか一方の面のみ注目して分析しようとするならば、妥当な言語の理論に到達することはできないだろう。このように考えるならば、サールが述べるように、「言語の理論は行為の理論の一部である」^⑫とみなされなければならないことになる。そして彼がこのように述べる時、行為の理解においては、明らかにインテリゲンチ的な立場に接近している。

以上のことから、文と発言 (utterance) とは明確に区別されなければならない。発言は特定の行為を遂行するために話者によって使用された文である。たとえば「私は……を約束する」と言うことは、「私」が「……を」まさに約束することなのである。発話行為論が話者と表現との間の関係を扱うかぎりにおいて、それは、モリスの記号論の分類に従えば、実用論 (pragmatics) の問題に言及することになるだろう。しかし、サールは、発話行為の研究はラングの研究に属す、と主張する。「私のアプローチは、^⑬ソシュールの用語で言えば、『ラング』よりも、むしろ全く『パロール』の研究であると思われるかもしれない。しかしながら、発話行為の適切な研究はラングの研究である、と私は主張する。これが真実である重要な理由があるのであり、その理由は、コミュニケーションは必然的に発話行為を含むという主張の速く及ばないものである。意味されることは何でも言われることができるということ、私は言語に関する分析的真理である^⑭と考える。」^⑮

(2) 発話行為の種類

サールは発話行為を次の四つの種類の行為に分ける。：すなわち、(1)発言行為(utterance act)、(2)表現内行為(illocutionary act)、(3)命題行為(propositional act)、(4)表現因行為(perlocutionary act)の四つである。これらを説明するために、サールに従って、話者が聴者に次の四つの文を、適切な状況で、一つづつ発言していると想定してみることにしよう。

- a. Sam smokes habitually.
- b. Does Sam smoke habitually?
- c. Sam, smoke habitually!
- d. Would that Sam smoked habitually.

話者がこれら四つの文の一つづつ発言している時、彼は何を行なっているのか、と考えることによって、上の四つの行為を識別することができる。第一に考えられることは、彼が英語の文を発言していること、そのこと自体である。サールはこの行為を発言行為と呼ぶ。しかし、話者は単に英語の文を口ずさんでいるだけではない。それ以外に彼は、それらの文を発言することによって、それぞれ言明したり、質問したり、命令したり、願望したりしているのである。文を発言することによって行なうこれらの行為を、サールは表現内行為と呼ぶ。そして、表現内行為の遂行によってなされる個々の特定の行為は、表現内の力(illocutionary force)と言われる。以前引用した文の中で、サールが言語コミュニケーションの基本的な最小単位とみなしたある種の発話行為とは、この表現内行為のことである。それ故、本論では、この表現内行為を中心として説明することになるだろう。

さらに、第三のこととして、話者はその四つの文を発言する時、彼はそれぞれ同一の対象'Sam'を指示(refer to)し、また、'smoke habitually'という同一の表現を述定(predicate)している。サールはこれらの行為を命題行為と呼ぶ。ここで、サールが命題という用語を、単に「判断を言語で表わした¹⁶⁾もの」というだけの意味で用いているわけではないことに注意したい。彼は命題を次のように定義している：「二つの表現内行為が同一の指示と述定を含む時はいつでも、指示表現の意味が同一であるならば、同じ命題が表現されていると言おう。」¹⁷⁾

この定義から明らかなように、命題行為はそれだけで独立に遂行されることができず、表現内行為が遂行されることによって、始めて遂行されることができるのである。(付言しておく、表現内行為が遂行される時には、発言行為も遂行されている)。以上の三つの行為をサールに従ってまとめると次のようになる。¹⁸⁾

- イ') 語(形態素、文)を発言すること＝発言行為を遂行すること
- ロ') 言明したり、質問したり、命令したり、願望したりなどすること＝表現内行為を遂行すること
- ハ') 指示したり述定すること＝命題行為を遂行すること

ここでもう少し表現内行為と命題行為の関係について述べておくことにしよう。上に述べたように、表現内行為が遂行されることによって命題行為の遂行が可能となる。それ故、文の統語構造は、

二つの要素に区別されることができる。すなわち、表現内の力を示す表現内の力の指示装置 (illocutionary force indicator) と命題の内容を示す命題指示装置 (propositional indicator) の二つである。表現内の力の指示装置は、話者が命題をどのように使用しているかを決定する機能をもっている。表現内行為が言語コミュニケーションの基本的で最小な単位である理由はここにある。「表現内の力の指示装置は、どのように命題が受け取られるべきなのであるか、あるいは、どのように別の仕方でも受け取られるべきなのであるか、つまり発言がどんな表現内の力を持つべきなのか、を表わしている：すなわち、表現内の指示装置は、話者が文を発言する際に、どんな表現内行為を遂行しているのかを示しているのである。英語の表現内の力の指示装置は、少なくとも次のものを含んでいる。— 語順、強勢、イントネーション、句とう法、動詞の法、およびいわゆる遂行的動詞 (performativ verb)。」^⑩

しかし、日常発言される文は、一般に、表現内の力の指示装置が明瞭に示されているわけではない。このところでサールは発話行為論と生成文法理論との融合を考える。つまり、文の深層構造においては、表現内の力の指示装置と命題指示装置とが明確に区別されていなければならないとするのである。たとえば次のように：

- a') I state that Sam smokes habitually.
- b') I question that Sam smokes habitually.
- c') I order that Sam smokes habitually.
- d') I wish that Sam smokes habitually.

これらの例は、サールの考えに従って、筆者が以前の例を書き換えたものである。言うまでもなく、厳密に表記しようとすれば、もっと複雑なものとなる。

最後に第四の行為として表現因行為がある。「表現内行為の概念と互いに関係があるものとして、表現内行為が聴者の行為や思想や信念などの上にも影響や効果の概念がある。たとえば、主張することによって、私は誰かを説得したり確信させたりできる。また、誰かに警告することによって、彼をおどろかしたりびっくりさせたりできる…… 傍点のついた表現は、表現因行為を示している。」^⑪ すなわち、表現因行為は、話者が文を発言し、このことによって聴者にある効果 (effect) を与える行為である。それ故、表現因行為は、表現内行為の随伴的な行為といえよう。両者の関係については後にもう少し述べることになる。

(3) 規則

サールは規則を二つの種類に分ける：すなわち、規定的規則 (regulative rule) と構成的規則 (constitutive rule) の二つである。これら二つの規則の相違を説明することによって、サール自身は直接に意図しているわけではないが、自然の法則 (law) とは異なったものとしての人間の規則の性格が解明されることになるだろう。しかし、ただ一人の人間がただ一回だけ規則に従うなどということはあり得ないとするウイトゲンシュタインの見解は、サールにおいても前提とされていることは間違いない。規則はすぐれて社会的なものである。それ故、規則に関する問題は、規則に従う行為を適切に識別すべき基準を与えることが中心的となるだろう。

規則は言うまでもなく人間の活動に関係している。サールによれば、上の二つの規則は、人間の活動との関係の仕方がそれぞれ異なっているのである。規定的規則は、関係する人間の活動が前もって存在していることを必要とする。たとえば食事のマナーは、食事という人間の活動が存在しなければ、存在することはできない。また、食事のマナーが存在しなくとも、人間は食事をすることができる。それ故、規定的規則と人間の活動とは、論理的には独立している。「規定的規則は、前もってあるいは独立に存在している行動の形式を規定する：たとえば多くのエチケットは、規則とは独立に存在している個人間の関係を規定する。」^①

これに対し、たとえば将棋の規則を考えてみることにしよう。将棋の規則は、個々の指し手を唯一的に規定するわけではない。だが、将棋というゲームの全体の進行は、将棋の規則によって規定されているのである。誰かが将棋の規則に従わない手を指すならば、その時彼はもはや将棋というゲームを行なっているとはみなされないだろう。つまり、将棋の規則は、エチケットの規則などとは異なって、人間の活動と論理的に独立して存在するわけではない。個々の活動そのものが将棋の規則に依存しており、それによって生みだされるのである。歩や飛車の動かし方を知ってさえいれば、誰でも将棋を指すことができ、また、他の誰とも異った将棋を指すことができるのである。サールはこのような規則を構成的規則と呼ぶ。「構成的規則は単に規定するだけではない。それは行動の新しい形式を創造したり限定したりするのである。たとえばフットボールやチェスの規則は、フットボールやチェスを行なうということの規定するばかりでなく、いわば、そのようなゲームを行なうというまさにその可能性をも創造するのである。」^②

規定的規則は、たとえば次のように命令形として適切にパラフレーズすることができる：「食物を切る時には、ナイフを手^③に持て」。つまり、それは「Xを行なえ」(Do X)あるいは「もしYならばXを行なえ」(If Y Do X) という形式を取ると考えることができる。だが、構成的規則の場合、このようなパラフレーズは許されない。それはたとえば次のような形式で言われる：「詰みとは、王の逃げ道がなくなったときのことである」。このように、構成的規則は、本質的に同語反復的である。上の定義を与えているものは、詰みの定義の一部にすぎない。同様にして、将棋の規則の体系は、将棋という概念の定義を与えているのである。それ故、構成的規則は、「XはYとみなされる」(X counts as Y)あるいは「XはCというコンテキストにおいてYとみなされる」(X counts as Y in context C) という形式を取る。もっとも、この形式は、規定的規則も取ることができる：たとえば、「会合に遅れることは悪い行動とみなされる」。構成的規則の場合、この形式のYには、行為Xの明細化(specification)が入ることが必要である。

このように二つの規則を区別した後、サールは、「言語を話すことは、構成的規則の体系に従って発話行為を遂行するということなのである」^④と考える。この仮定は次に意味の問題を考える時重要となる。

Ⅲ 言語コミュニケーションと意味

意味については古来数多くの学説がある。サールは別の論文の中で、いわゆる指示理論

(referential theory) や観念作用理論 (ideational theory) が、意味の理論としては問題にならないことを論じている。たとえば前者は、フレーゲの有名な宵の明星と明けの明星の反例によって、また後者は、語の使用に伴うようなそれに対応する心的なイメージがはたして存在するかどうかということによって、意味の理論としてはきわめて多くの困難をもつことになるのである。サールによれば、意味の問題に関して現在最も有望なアプローチは、語の意味をその使用 (use) と結びつけたワイトゲンシュタインの考えである。ワイトゲンシュタインは次のように述べている：「『意味』という語を利用する多くの場合に—これを利用するすべての場合ではないとしても—ひととはこの語を次のように説明することができる。すなわち、語の意味とは、言語内におけるその使用である、と。」^⑤

しかし、サールは、ワイトゲンシュタインの使用の概念はきわめて曖昧であるため、そのままではそれは意味の議論のための道具としては役に立たないと考える。「同一の字義的な意味をもった同一の文や語が、ある時には、ある人に敬意を表するために使用され、そして別の時には、別の人を侮辱するために使用されるかもしれない。それらは困惑させたり確信させたり楽しませたり退屈させたりなどするために使用されることもできよう。」^⑥

つまり、語の使用にも、意味に関係したものと関係しないものがあるのである。両者を適切に区別しないかぎり、語の意味をその使用であると規定しても、何ら明示的な分析を行なうことはできないだろう。しかし、言語の使用の面から意味にアプローチすることは、言語コミュニケーションにおける問題を扱う上で適切なはずである。サールによれば、オースティンが始めた発話行為の分析の意義はここにある。「『使用』の概念のかわりに、それ (オースティンの取ったアプローチ：引用者注) は、人が表現を発言する際に遂行しているといわれることができるさまざまな種類の『発話行為』を区別し、それ故、幸運なことに、『使用』の概念の曖昧さを避けているのである。」^⑦

しかし、サールによれば、発話行為の分析から語の使用を規定し、そのことによって語の意味を考えようとするのは、誤りなのである。たとえばオースティンは、次のような仕方、^⑧「知る」(know) の使用を規定した：「『知る』は保証を与えるために使用される」。意味とは使用であるということから、このように (間接的に) 意味を規定しようとするのは、^⑨発話行為の誤謬 (speech act fallacy) に陥ることになる、とサールは主張する。

意味の問題に関してサールは、ハーマンの提案と基本的に一致しているように思われる。ハーマンは、これまで哲学者は意味の問題に対して三つの異なったアプローチをしてきたと説き、そしてそれらの間の相互補完を要請している。「言語の理論として、最初の意味の理論は、思考における言語の使用の説明を与えるだろう：二番目の意味の理論は、コミュニケーションにおける言語の使用の説明を与えるだろう：三番目の意味の理論は、話者の集団の制度や儀式や礼拝式における言語の使用の説明を与えるだろう。」^⑩「私は、上位のレベルが下位のレベルを前提としている点に意義がある、と信じている。したがって、レベル2の理論、すなわちコミュニケーションの (思想の) 理論は、さまざまな思想が何であるかを言うレベル1の理論を前提とする。同様にしてレベル3の理論は、(たとえば約束することの説明は) レベル2の理論を前提とする (なぜならば、約束をする

ことにおいて、何を行なうと約束したのか、そのことが伝えられなければならないからだ。」³⁰

サールにおいて、ハーマンの第一のレベルの意味の理論に相当するものは、彼の言う表現可能性の原理 (principle of expressibility) の中に含意されている。彼によれば、「意味されうることは何でも言われることができる」のである。しかし、もちろんこの原理は、話者がいつも適切な表現をすることができる³¹ということを保証するものではない。「われわれはこの原理を次のように言うことができよう：どんな意味Xおよびどんな話者Sに対して、SがXを意味する（ある発言の際に伝えようと意図したり、伝達したいと望んだりなどする）時にはいつでも、EがXの正しい表現であるか定式化であるようなある表現Eが存在することは可能である。」³²

次上のことから、サールが発話行為の研究をラングの研究であるとした理由が明らかとなる。ソシュールにおいて、言語記号は、能記と所記の結合体である。能記は聴賞映像であり、所記は概念である。だが、ソシュールは、所記の実体についてこれ以上言及しなかったし、また言及する必要もなかった。彼において、言語記号の体系であるラングは、同時に「純粹価値の体系」³³である。ラングは思想と音をそれぞれ分節し、それを一つの単位とまとめ上げる領域である。それ故、言語記号はラングの中においてのみ存在し、他の言語記号との関係においてのみ価値をもつ。したがって、ラングは単なる記号集ではない。それは、クワイン的な言い方をすれば、概念図式 (conceptual scheme) にあたるものだ。「あるひとの存在論は、そのひとがもっともありふれたことをも含めてすべての経験を解釈する概念図式の基礎である。」³⁴「世界について語るためには、わたくしたち自身の特殊な言語に特有なある概念図式を世界にあらかじめおしつけなければならない。」³⁵

発話行為の研究が、ラング (= 概念図式) によって与えられた命題の特定のコンテクストにおける使用を研究するが故に、それはラングの研究を前提としており、そしてそのかぎりにおいて、それはラングの研究に属することになるのである。なぜならば、命題の意味の研究は、コンテクストを捨象した文の意味の研究であるからである。「文の発言の際に遂行された発話行為は、一般に、文の意味の関数である。」³⁶「文の意味の研究は、原則として、発話行為の研究と区別されない。」³⁷

しかし、両者の間にまだ適切な関係づけが行なわれていない以上、実際には、文の意味の研究から出発することはできない。サールは、グライスの意味の規定を検討することから、意味の問題への具体的なアプローチを行なう。ちなみに、グライスの意味の理論は、前記ハーマンの分類で言えば、第二のレベルの理論に属する。サールによれば、グライスは次のように意味を規定した：「話者SがXによって何事かを意味したと言うことは、SがXを発言することを意図し、この意図の聴者Hの認知によって、Hの中にある効果を作り出した、と言うことである。」³⁸

グライスのこの意味の規定は、意味と意図 (intention) の間に関係を認め、さらに言語コミュニケーションの本質的な特徴を把握している点で、サールは、意味の問題を検討するための出発点として最適であると考えられる。日常生活において、「私は意味する」と「私は意図する」がきわめて似た使われ方をしていることから、意味と意図との間に密接な関係があることは明らかだろう。しかし、言語コミュニケーションにおいて、私はただ意図しているだけではない。私は誰かにある事を伝達しようと意図しているものであり、そして、彼に、私とその事を伝達しようとする意図

を認知させることによって、私は彼にそのことを伝達しようと意図するのである。

しかし、サールによれば、グライスの規定には二つの不満足な点がある。サールが述べているわけではないが、筆者には、以下説明するグライスの規定の不満足な面は、行動主義的な枠組を取る意味の理論に多かれ少なかれ共通したものであるように思われる。それは、言語が相互主観的な客観性を所有しているという事実を、ほとんど考慮していない。コミュニケーションにおいて、話者と聴者とは、彼らに共通な言語を使用しているのである。この事実を無視するならば、モリスなどにおいて明瞭なように、言語コミュニケーションにおける意味の伝達は、単に聴者の側の問題としてしか考慮され得まい。

サールによれば、第一にグライスは、意味と規則との間に適切な関係を設けることに失敗している。私は「暑い」と言って、「寒い」ということを意味することはできない。グライスの規定の通りに考えるならば、話者によって発言される文は、適切な状況さえ与えられれば、どんな意味でも持たされてしまうことになるだろう。文と発話行為とは明確に区別されなければならない。だが、両者は密接に関係しているのである。「われわれが意味することができるものは、少なくとも時々われわれが言っているものの関数である。意味は、意図の問題であるよりも以上のものなのだ、それはまた、少なくとも時々、規約 (convention) の問題でもある。」³⁹

第二に、グライスは、聴者に与える効果 (effect) に着目することによって意味を規定しようとしたわけだが、表現内行為と表現因行為を適切に区別することに失敗した。サールによれば、グライスは、あけている例から判断すると、むしろ、表現因行為によって与えられる効果の観点から意味を規定しようとした。しかし、意味は、表現因行為の問題では決してない。私が誰かに何かを言ってそれを意味することは、必ずしも、私が彼にある感情を持たせたり、ある行為に向かわせたりすることを意図することではない。だが、たとえば私が誰かにある事を主張することは、少なくとも、私が彼にその事が真実であることを伝達しようと意図することである。その意図を欠いて私が主張することは不可能であり、そしてその意図は、聴者が適切な条件の下で認知する意図なのである。その意図が表現内行為と関係していることは明らかである。「意味は、必ずしも表現内行為ではなく、表現内行為を遂行しようと意図することの問題である。」⁴⁰

以上二つの点を考慮して、グライスの意味の規定を修正しようとするれば、次のように考えるべきだろう：まず、話者と聴者が言語コミュニケーションを成立させるためには、彼らが互いに共通の言語を使用して言語ゲームを行なっているのだ、と考えなければならない。話者は文を発言することによって、聴者の中にある効果を作り出そうと意図しているのであり、また、聴者はその意図を認知することによって、文の意味を理解するのである。文の統語構造はこのことを反映している。すなわち、命題指示装置は伝達されるべき事態 (state of affairs) を規定している。そして、表現内の力の指示装置は、適切な条件の下では、話者が命題を使用して聴者にどのような効果を作り出そうと意図するのかを規定し、また、聴者が話者のその意図を認知することを規定するのである。しかし、たとえば、「私は昨日学校へ行ったことを約束する」と言って、それを意味することはできない。なぜならば、「約束する」ことは、未来のことに対して行なわれることであるからだ。

つまり、表現内の力の指示装置は、適切な条件の下でなければ、使用されることはできない。その使用は社会的な規約に、つまり社会的な規則に従っているのである。したがって、言語コミュニケーションにおける意味の問題は、話者の意図と、聴者によるその認知の問題に還元できるわけであるけれども、それは、表現内の力の指示装置の適切な使用の規則によっても制限されているのである。「それ故われわれは、グライスの意味の説明を、人がある文を発言する時に人が何かを意味しているということが、人が話している言語の中でその文が意味しているものとてたために関連している以上のことなのだ、ということを確認するよな仕方で再規定しなければならない。われわれは、表現内行為の分析において、意図上の側面と規約上の側面との両方を、そして特に、両者の間の関係を把握しなければならない。」④

IV 表現内行為の構造

(1) 〔約束する〕(promise) ための条件

サールの意味の規定は、基本的には、話者の文の理解に求めたものとみることができる。しかし、これだけでは、聴者の理解を規定しなければ意味を規定したことにはならない。このところ、サールが、言語コミュニケーションは、話者と聴者とが共同して行なう行為であるとする理由がある。すなわち、聴者の理解は、話者の表現内行為によって規定されるとするのである。それ故、表現内の力の指示装置の使用のための規則を明示化することは、意味の問題を考える上でとりわけ重要となる。このための戦略として、サールはまず、〔約束する〕という特定の表現内行為の分析を行ない、そこから、表現内の力の指示装置の使用のための一般的な規則を抜き出そうと考える。

この戦略は、具体的には、「約束する」という行為を遂行するための個々の条件を命題の形式で表現することによって始まる。個々の条件は、それぞれその必要条件をなし、それらの条件の全体はその十分条件をなすことになるだろう。そして、サールによれば、表現内行為は構成的規則に従って遂行されるのであるから、それらの条件は〔約束する〕という表現内行為の概念を定義することになるだろう。

しかし、ここでサールは一つの仮定をする。すなわち、考察の対象とするものは、「ある文の発言において成功しかつ欠点なく遂行されるべき約束する^②という行為」であるということである。日常言語の分析においては、一般にウィトゲンシュタインの言う家族的類似性 (family resemblance) を重視する立場から、個々の言明の分析が中心であった。このような立場からは、サールの目指す一般的な規則の定立などということは、言ひまでもなく不可能となる。しかし、サールは日常言語の分析を目的としながらも、このような立場には反対する。彼によれば、さまざまな〔約束する〕ことが問題となるのではなく、「約束する^③という概念の中心」が問題となるのである。それ故、分析の焦点は、前述のような理想化された「約束する」ことであり、このような方法をとることは、科学理論の常識であると論じている。したがって、〔約束する〕ことの分析から、表現内の力の装置の使用のための一般的な規則を抜き出そうとするサールの戦略は、両者が共に抽象的な仮説であるという点において、妥当なものである。

サールによれば、次の諸条件を満足するかぎり、話者Sが聴者Hに文Tを発言する場合、Sは、Tを発言することにおいて、誠実に欠点なくPを約束することになる：④

- 1) 正常な入力と出力の条件が獲得されている。
- ロ) SはTを発言することにおいて命題Pを表現する。
- ハ) Pを表現する際に、Sは、Sの未来の行為Aを述べる。
- ニ) HはSがAを行なわないことよりAを行なうことを好み、そして、SはHが、SがAを行なわないことよりAを行なうことを好むだろう、と信じている。
- ホ) SがAを普通の成り行きで行なうだろうということは、SとHの両者に対して明白ではない。
- ヘ) SはAを行なうことを意図している。
- ト) Sは、Tを発言することが、Aを行なうべき義務下に彼を置くだろう、ということ在意図している。
- チ) SはHの中に、Tを発言することが、Aを行なうべき義務下にSを置くこととみなされるべきであるという知識(K)を作り出すことを意図する(i-I)。Sは、i-Iの認知によって、Kを作り出すことを意図し、そして彼は、Tの意味についてのHの知識のおかげで(によって)、i-Iが認知されることを意図する。
- リ) SとHによって話される方言の意味論規則は、条件イ)ーチ)が獲得される場合、その場合のみ、Tが正しくかつ誠実に発言される規則である。

条件イ)は、言語コミュニケーションが可能であるための無限の領域の条件をおおっている。

「『出力』は明瞭な話しのための条件をおおい、そして『入力』は理解の条件をおおう。」^⑤具体的には、話者・聴者とも言語の話し方を知っているとか、失語症などの障害に悩まされていないとか、あるいは冗談を言っていないなどということが含まれる。

条件ロ)とハ)は、合わせて命題内容条件(propositional content conditions)と呼ばれる。条件ロ)は、命題を他の発話行為から分けるものである。条件ハ)は、「約束において、行為は話者について述べられなければならない、そしてそれは過去の行為ではあり得ない」と^⑥いうことを示している。

条件ニ)とホ)は、予備条件(preparatory conditions)と呼ばれ、うまく行く約束のための必須条件であるとされる。条件ニ)の主眼点は、約束は聴者のためになされるものであるということであり、このことを話者、聴者とも知っているということである。条件ホ)は、行為そのものが一つの主張をなしているのだということを示すためのものである。つまり、ある行為を約束したからといって、その行為のし方はさまざまであるということを示す。

条件ヘ)は誠実条件(sincerity condition)と呼ばれる。誠実な約束とは、話者が約束した行為を行なうことを意図することであり、また、不誠実な約束とは、そのことを意図しないということである。

条件ト)は本質条件(essential condition)と呼ばれる。この条件は、約束することを他

の表現内行為から区別するために必要な条件である。「約束の本質的な特徴は、ある行為を遂行すべき義務を引き受けることである。」

条件チ)は、条件ト)の意図を発言することによって聴者に獲得されることができるようにするための条件である。条件リ)は、「発言された文が、言語の意味論規則によって、約束するために使用される文であるということを明白にすることが意図されている。」④

ここまでの分析では、誠実な約束のみが問題とされていた。サールはさらに不誠実な約束の場合をも包含しようとする。話者が不誠実な約束をしたと言われるのは、彼が誠実な約束をする時に持っている意図を必ずしも持っているわけではないからである。しかし、誠実な約束と不誠実な約束とを共に包含する条件を立てるためには、その意図の百無を問うことは賢明ではない。むしろ、話者のその意図に対する責任に着目したほうがよい。なぜならば、不誠実な約束においてもその意図に対して責任があるのであり、その意図を持っていないが故に、不誠実と言われるのである。したがって、不誠実な約束の場合も含めるためには条件へ)を次のように変えればよい：

べ) Sは、Tを発言することが、彼にAを行なうと意図することに対して責任をもたせるだろう、ということ在意図している。

(2) 表現内の力の指示装置の使用のための規則

以上の分析から、サールは、表現内の指示装置のための使用の規則を抜き出そうとする。明らかに、条件イ)、チ)、リ)はどんな表現内行為に対しても一般に当てはまる。条件ロ)一ト)は、反対に、〔約束する〕ことに対して特殊である。それ故、〔約束する〕ことのための表現内の力の指示装置Prの使用のための意味論規則を、条件ロ)一ト)に対応させて求めると次のようになる：④

〔規則1〕

Prは、文(あるいはディスコースのより大きな括がり)T中でのみ発言されるべきであり、そしてその発言は、話者Sのある未来の行為Aを述べている。

〔規則2〕

Prは、聴者HがSがAを行なわないよりも行なうことを好み、そしてSが、HがSはAを行なわないよりも行なうことを好み、と信じている場合のみ、発言されるべきである。

〔規則3〕

Prは、Sが普通の成り行きでAを行なうだろうということが、SとHの両者に対して明白でない場合のみ、発言されるべきである。

〔規則4〕

Prは、SがAを行なうことを意図する場合のみ、発言されるべきである。

〔規則5〕

Prを発言することは、SがAを行なうべき義務を引き受けることとみなされる。

規則1は条件2と3から派生するもので、命題内容規則(propositional content

rule) と呼ばれる。規則 2 は条件ニ) に対応するものであり、規則 3 は条件ホ) に対応するものだが、この二つの規則をあわせて予備規則 (preparatory rules) と呼ばれる。規則 4 は条件へ) から派生され、誠実規則 (sincerity rule) と呼ばれる。そして、規則 5 は条件ト) から派生され、本質規則 (essential rule) と呼ばれる。

これらの規則は、適用の順序が定まっていることに注意されたい。たとえば、規則 2-5 は、規則 1 が満足されないかぎり適用されることはできない。また、規則 5 は、同じように規則 2 と 3 が満足されないかぎり、適用されない。

条件イ)、チ)、リ) は、あらゆる表現内行為が遂行されるための条件であるから、特定の表現内の力の指示装置の使用のための意味論規則の中に取り込まれないことに注意されたい。意味論規則は、差異を規定するものである。しかし、サールは、命題内容規則・予備規則・誠実規則・本質規則の枠組で、すべての表現内の力の指示装置の使用のための意味論規則が示されると主張する。もちろん、その各々の場合で、個々の規則の内容が異なることは言うまでもない。(サールは実際に、各表現内の力の指示装置のための意味論規則を図表で提示しているが、本論では割愛する。)

V おわりに

サールは、"Speech acts" の時点においては、生成文法の意味部門 (カッツの意味論) との相互補完を主張していた。しかし、その後、カッツの意味論に対する批判を行ない、生成文法の意味部門は発話行為の意味論に代えられるべきだという主張を行なっている。しかし、チョムスキーはこれに反対している。チョムスキーによれば、言語は必ずしもコミュニケーションのために使用されるとはかぎらず、また、言語はそのために使用されなくとも意味を持つのである。たしかに、発話行為論がこの点に弱点をもつことは否定できない。また、サールが "Speech acts" において文の意味論との相互補完を要請しながらも、その後、発話行為論だけで意味を規定しようとしていることは、筆者にもいささか性急であるように思われる。しかし、彼の理論が、現在行き詰まりの状態にある言語運用の研究に対して、豊かな展望を与えるものであろうことはおそらく間違いない。

- ②、 cf. T. G. ビーヴェー 「言語行動の統合的研究」 J. モートン、芳賀純訳『心理言語学』研究社、1976年

(安井稔訳「文法理論の諸相」 研究社、1970年、4頁)

- ⑬、 Cf. P. ウィンチ、森川真規雄訳「社会科学の理念」 新曜社、1977年

- ⑭、 新村出編「広辞苑」岩波書店、昭和44年(第2版)2165頁

- ⑮、 Ib; d., p. 24 (一部変えてある)

- ⑯、 Ib; d., p. 30

- ⑰、 Ib; d., p. 25

- ⑱⑲ Ib; d., p. 33

- ⑳、 Ib; d., p. 34 (なお、本文におけるあとの二つの例は、筆者が作製したものである。)

- ㉑、 Ib; d., p. 38

- ㉒、 L. ウィトゲンシュタイン、藤本隆志訳「哲学探究」大修館、1976年、49頁(藤本訳では「使用」は「慣用」となっている。ここではサールのウィトゲンシュタインの英訳からの引用に従って、'use'を「使用」と訳しておく—藤本訳は独語原本からの訳である。)

- ㉓⑳ (この論文は始めシンポジウムの討議のために提出され、サールはその時の討議者の一人であった。)

- ㉔、 特記、J. R. Searle, *Speech acts*, p. 19

- ㉕、 Ib; d., p. 20

- ㉖、 ソシュール、小村英夫訳「一般言語学講義」岩波書店、1972年(改版)、157頁

- ㉗、 (中山浩二郎、持丸悦郎訳「論理的観点から」岩波書店、1972年、24頁)

- ㉘、 Ib; d., p. 78 (同上邦訳書、99頁)

- ㉙、 Ib; d., p. 43

- ㉚、 Ib; d., p. 45

- ㉛、 Ib; d., p. 44

④、 I b : d , p. 45

(なお、サールはグライスの意味の規定と対比させて自己の意味の規定を定式化している。しかし、ここでは説明を省略化したため直接にこの定式化を引用することは適切ではないと考え、別の論文でより平易な用語で定式化したものを以下に引用することにする：「何かを言いそれを意味することは、それを言うことに次のことを加えたものを含んでいる：

- (a) 聴者の中にある表現内の効果 (illocutionary effect) を作り出すことを意図すること (その効果は、発言された文を支配する規則の関数である)
- (b) 聴者に意図(a)を認知させることによって、これらの効果を作り出すことを意図すること、および、
- (c) 発言された文を支配している規則についての聴者の知識によって、意図(a)を彼に認知させることを意図すること」 (J. R. Searle, Human communication theory and the philosophy of language, in F. E. X. Dance, op. cit., p. 122

⑤、 I b : d . , p. 55

⑥、 以下は、I b : d , pp. 57—62 (条件の呈示において引用符はつけなかった。)

⑦⑧ I b : d . , p. 57

⑨、 I b : d . , p. 61

⑩、 以下は、I b : d . , pp. 62—64 (引用符はつけていない)

[付 記]

本論は、J. R. Searle, What is a speech act? (1965), in p. p. Giglioli (ed.), Language and social context, Penguin, 1972、で与えられた枠組をもとにして、Speech acts に従ってまとめたものである。

⑪⑫ I b : d . , p. 17

- ① cf. J. Fodor and M. Garrett, Some reflections on competence and performance, in J. Lyons and R. J. Wales(ed.), Psycholinguistic papers, Edinburgh University Press, 1966.
- ③④⑤ J. R. Searle, Speech acts, Cambridge University Press, 1969, P.16
- ⑥ cf. C. E. Osgood and J. J. Jenkins, A psycholinguistic analysis of decoding and encoding, in C.E. Osgood and T. Sebcock (ed), Psycholinguistics, Indiana University Press, 1965(enlarged edition): B. F. Skinner, A functional analysis of verbal-behavior, in S. Saporta(ed.), Psycholinguistics, Holt, Rinehalt and Winston, 1961
- ⑦ N. Chomsky, Aspects of the theory of syntax, The M.I.T. Press, 1965 P. 4.
- ⑧ Cf. C.E. Osgood and T. Sebeok, Introduction, in C.E. Osgood and T. Sebcock, op. cit.
- ⑨⑩ J. R. Searle, op. cit , P.16
- ⑪ J. R. Searle, op. cit., P.17
- ⑫ J. R. Searle, op. cit., P.29
- ⑬⑭ J. R. Searle, Human communication theory and the philosophy of language, in F. E. X. Dance(ed.), Human communication theory, Holt, Rinehalt and Winston, 1967, P.119
- ⑮ J. R. Searle, Speech acts, P.137
- ⑯⑰ G.H. Harman, Three levels of meaning(1968), in D.D.Steinberg and L.A. Jakobovits(ed.), Semantics, Cambridge University Press, 1971. P.68
- ⑱ W. V. O. Quine, From a logical point of view, Harper and Row, 1963 (first published, 1951), P.10
- ⑲⑳ J.R. Searle, Speech acts, P.18

- ④ J.R. Searle, Speech acts, P.54
- ⑤ cf. J.R. Searle, Chomsky's revolution in Linguistics(1972), in G. H. Harman(ed.), On Noam Chomsky, Anchor books, 1974
- ⑥ cf. Noam Chomsky, Reflections on language, Pantheon books, 1975
- ⑦ cf. J.R. Searle, Chomskiy's revolution in Linguistics, in G.H. Harman(ed.), op cit.
- ⑧ Cf. C.W. Morris, Foundations of the theory of signs. The University of Chicago Press, 1938

編集後記

◎「人文科教育研究 V」をお届けします。多くの方々の御厚意に守られて、漸くV号まで辿りつくことができたというのが、偽らざる実感です。

◎先号に引き続いて、巻頭に山梨大学の庵 途 巖先生の玉稿（「芦田恵之助研究」序説（二））をお願いできました。私共の小さな営みを励ます為に、先生のお寄せ下さいました並々ならぬ御厚意に対して、改めて感謝を捧げたいと思います。

◎御存知の様に、東京教育大学の閉学も目前です。正直なところ本研究誌の今後についても、予断を許さぬ点を抱えています。しかし、こういう時だけに、一層真剣な研究に励まねばと思っております。忌憚のない御批判を仰ぐ所以です。

（編集委員 島村直己、藤田正春、望月善次）

以 上